令和4年4月1日の成年年齢引き下げから2年経過しました

18歳・19歳の消費生活相談の状況*



*出典:国民生活センターによる

·2023年度の相談件数は全国で9,675件あり、 「美(脱毛エステ、医療サービス等):1,248件」

に関する相談が最も多く寄せられています。

相談事例)

10万円全身脱毛のSNS広告を見て、クリニックに 出向いたところ、「別のコースの方が効果が高い」と 70万円の医療脱毛を勧められ、その場で契約した。 高額なので、クーリング・オフしたい。





トラブルに遭わないためのポイント

- ・その場で契約・施術をしない
- ・「お金がない」なら「契約しない」
- ・施術前にリスクや副作用の確認をする



知っ得!

脱毛エステなど特定継続的役務提供取引の場合

・契約期間が一か月を超えるエステティックサービス、美容医療で、 5万円を超える契約の場合は、契約後8日間以内 であれば、ケーリング・オフ制度が使え、解約できます。 また、8日間を過ぎた場合でも、中途解約が可能です。

・解約時に支払う費用の上限額は、特定継続的役務 提供の対象職種毎に定められています!

美容医療サービスの負担上限額は、

サービス提供前:2万円

サービス提供後:すでに提供されたサービスに係る料金 + 5万円

ヌは未提供のサービスに係る料金の20%に

相当する額のいずれか低い方

何か困ったことがあれば、生活情報センターにご相談ください!